

三田市の組織及びその事務管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民主体の効率的な市政運営を行い、市民の福祉及び市民サービスの向上を図るため、市の組織及びその管理する事務を定め、もってすべての市民が豊かな生きがいや心の安らぎの中で三田市に誇りと愛着をもちながら、快適で安心、安全な暮らしが享受できる協働のまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(構成等)</p> <p>第2条 市の組織として部、室及び課(以下「部等」という。)を置く。</p> <p>2 部等は、その管理する事務について具体的な目標を定め、相互に連携し、一体となって業務を遂行することにより、前条の目的の達成を図るものとする。</p> <p>(組織の事務)</p> <p>第3条 部等が管理する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p>(1) 市民、事業者、行政が共に手を携えて進める協働のまちづくりを基本とした政策立案と総合調整</p> <p>(2) 市政の基本方針など主要な政策の企画立案、総合調整により市の組織が一体となって進める行政運営の推進</p> <p>(3) 市政に関する重要な情報の収集、調査、調整など秘書</p> <p>(4) 積極的でわかりやすい市政情報の提供</p> <p><u>危機管理課</u></p> <p>(1) 危機への適切な準備と対応による市民や地域の安全の確保</p> <p>(2) 犯罪や事故の未然防止と暮らしの安全安心の確保</p> <p>経営管理部</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 情報政策の企画立案、総合調整など情報通信技術を活用した利便性の高い暮らしの実現</p> <p>(4)～(9) 省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民主体の効率的な市政運営を行い、市民の福祉及び市民サービスの向上を図るため、市の組織及びその管理する事務を定め、もってすべての市民が豊かな生きがいや心の安らぎの中で三田市に誇りと愛着をもちながら、快適で安心、安全な暮らしが享受できる協働、<u>共創</u>のまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(構成等)</p> <p>第2条 市の組織として部を置く。</p> <p>2 部は、その管理する事務について具体的な目標を定め、相互に連携し、一体となって業務を遂行することにより、前条の目的の達成を図るものとする。</p> <p>(組織の事務)</p> <p>第3条 部が管理する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総合政策部</u></p> <p>(1) 市政の基本方針など主要な政策の企画立案、総合調整により市の組織が一体となって進める行政運営の推進</p> <p>(2) 市政に関する重要な情報の収集、調査、調整など秘書</p> <p>(3) 積極的でわかりやすい市政情報の提供</p> <p>(4) 移住・定住促進等による若者が集うまちの形成</p> <p>(5) 情報政策の企画立案、総合調整などデジタル技術を活用した利便性の高い暮らしの実現</p> <p>(6) 急性期医療をはじめとする地域医療連携の総合的な推進</p> <p>経営管理部</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 危機への適切な準備と対応による市民や地域の安全の確保及び犯罪や事故の未然防止と暮らしの安全安心の確保</p> <p>(4)～(9) 省略</p>

(10) 他の部等に属しない事務の調整

地域創生部

(1) 世代を問わず、だれもが能力と個性を発揮し、活躍できる社会の実現

(2) 省略

(3) 地域の魅力や個性を生かし、市民の高い協働意識に支えられた地域住民主体のまちづくり

(4)～(11) 省略

子ども・未来部 省略

福祉共生部

(1)～(5) 省略

まちの再生部 省略

上下水道部 省略

(委任)

第4条 部等の内部組織その他について必要な事項は、規則で定める。

(10) 他の部に属しない事務の調整

地域共創部

(1) 多様な主体による協働、共創の取組を通じたパートナーシップによるまちづくり

(2) 省略

(3) 地域の魅力や個性を生かした地域住民主体のまちづくり

(4)～(11) 省略

子ども・未来部 省略

共生社会部

(1)～(5) 省略

まちの再生部 省略

上下水道部 省略

(委任)

第4条 部の内部組織その他について必要な事項は、規則で定める。